

令和6年度に向けた障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る 基本指針の見直し等について

※参考資料2（第133回社会保障審議会障害者部会 資料1）より抜粋

1 基本指針見直しのポイント（案）

(1) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援（参考資料2 P6）

地域のニーズを踏まえたグループホームの整備を促進する観点から、重度障害者等の支援が行き届きにくいニーズについて、活動指標で具体的に示してはどうか。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（参考資料2 P6）

都道府県は医療計画との整合性に留意して計画を策定することを基本指針に盛り込むこととしてはどうか。

(3) 福祉施設から一般就労への移行等（参考資料2 P7）

障害者部会報告書において、就労選択支援（仮称）の創設等について方向性が示されたことも踏まえて基本指針の見直しを行うこととしてはどうか。

(4) 障害児のサービス提供体制の計画的な構築（参考資料2 P8～9）

① 児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備・インクルージョンの推進

児童福祉法改正により、児童発達支援センターが、地域の障害児の健全な発達において中核的な役割を果たす機関として、大きく4つの機能を担うことが明確化されたことを踏まえ、市町村における重層的な障害児支援体制の整備等について記載してはどうか。

② 障害児入所支援から大人にふさわしい環境への円滑な移行推進

都道府県及び政令市が責任主体として「協議の場」を設けて移行調整を行う取組を進めているところ、同取組の推進や、地域の支援ニーズを踏まえた障害児支援の提供体制の確保について記載してはどうか。

③ 医療的ケア児等に対する支援体制の充実

「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」を踏まえ、総合的な支援体制を構築することなどについて記載してはどうか。

④ 聴覚障害児の早期支援の推進

「難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針」を踏まえ、難聴児支援のための中核機能を果たす体制の確保や、連携体制の構築に向けた取組を進めることを基本指針に盛り込むこととしてはどうか。

(5) 発達障害者等支援の一層の充実（参考資料2 P10）

ペアレントトレーニング等のプログラム実施者養成について記載してはどうか。
また、発達障害者地域支援マネージャーに関して、強度行動障害等の困難事例に対する助言等の推進について基本指針に盛り込むこととしてはどうか。

(6) 地域における相談支援体制の充実強化（参考資料2 P11）

基幹相談支援センターの整備及び機能の充実を推進するため、現行の成果目標を見直してはどうか。

(7) 障害者等に対する虐待の防止（参考資料2 P12）

障害福祉サービス事業所等における虐待防止を図るため、令和4年度から義務化された虐待防止委員会の設置等について、都道府県・市町村の指導助言により徹底すべきであることを記載してはどうか。

(8) 「地域共生社会」の実現に向けた取組（参考資料2 P12）

改正社会福祉法に基づく市町村の包括的な支援体制の構築の推進について記載してはどうか。

(9) 障害福祉サービスの質の確保（参考資料2 P13）

障害者部会報告書において、障害福祉サービス等の質に係る評価の仕組みの検討という方向性が示されたことも踏まえ、こうした仕組みの普及啓発について基本指針に盛り込むこととしてはどうか。

(10) 障害福祉人材の確保・定着（参考資料2 P13）

現行の基本的理念に、ICTやロボットの導入による事務負担の軽減や業務の効率化や職場環境の整備を進めることについて追加してはどうか。

(11) よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定（参考資料2 P14）

データに基づき地域の障害福祉の状況を正確に把握し、地域に応じた質の高いサービス提供体制を構築することが必要であることを記載してはどうか。

(12) 障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進（参考資料2 P14）

「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」を踏まえ、障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進について記

載してはどうか。

2 成果目標項目の見直しについて（参考資料2 P27）

- ・ 「達成すべき基本的な目標」（成果目標）について、見直すべき項目の検討。例として、下記項目が列挙されている。

（例）

- ・ 障害児通所支援等の地域支援体制の整備
 - 医療的ケア児支援センター（都道府県ごと）の設置
- ・ 相談支援体制の充実・強化等
 - 基幹相談支援センターの設置

3 活動指標項目の見直しについて（参考資料2 P29～）

- ・ 「目標達成に向けて定期的な状況確認を行うべき指標」（活動指標）について、見直すべき項目の検討。例として、下記項目が列挙されている。

（例）

- ・ 福祉施設の入所者数の地域生活への移行
 - 共同生活援助に係る重度障害者の利用者数等
- ・ 福祉施設から一般就労への移行等
 - 就労選択支援（仮称）の利用者数
- ・ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
 - 精神障害者の自立訓練（生活訓練）の利用者数
- ・ 障害児通所支援等の地域支援体制の整備
 - 市町村において医療的ケア児等に対する支援を総合調整するコーディネーターの配置人数
- ・ 相談支援体制の充実強化等
 - 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数
- ・ 障害福祉サービス等の質の向上
 - 相談支援専門員及びサービス管理責任者等を対象とする意思決定支援ガイドライン等を活用した研修の実施回数及び修了者数
- ・ 障害福祉人材の確保 ※活動指標の追加
 - 相談支援従事者研修、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者等研修の修了者数

4 障害（児）福祉計画の計画期間について【対応方針（案）】（参考資料 2 P31～）

- ・ 基本指針を元に作成する障害（児）福祉計画の期間は、3年を基本としつつ、地方自治体が地域の実情や報酬改定・制度改正の影響の有無を考慮して、柔軟な期間設定を可能とすることとしたい。
- ・ ただし、国の指針を改定した時点において、地方自治体が報酬改定や制度改正の動向、地域の状況の変化、他の行政計画の見直し等を踏まえて、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画期間途中であっても見直しを行うことを基本指針において明確化するものとする。

5 市町村が作成する障害（児）福祉計画の共同策定について【対応方針（案）】

（参考資料 2 P33）

- ・ 各都道府県が定める障害保健福祉圏域に留意することを条件とした上で、市町村が作成する障害（児）福祉計画については、共同策定が可能である旨を基本指針に明示的に記載することとしたい。

6 障害（児）福祉計画の記載内容の簡素化について【論点】（参考資料 2 P34）

- ・ 障害（児）福祉計画の記載内容の簡素化については、令和2年地方分権改革提案（管理番号 210②）により一定の整理を得たものと考えているが、第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画の基本指針の検討にあたっては、地方自治体の事務負担の軽減も念頭に置き、計画に記載する項目を精査するなど、簡素化を図る方向で検討することとしてはどうか。
- ・ 具体的にどのように簡素化することが考えられるか。例えば、サービス見込み量以外の活動指標について自治体の実情に応じて任意に定められることとすることについてどのように考えるか。